

40 歳以上 74 歳以下の小郡市国民健康保険加入者の皆さまへ

特定健康診査を受けましょう！

特定健診の目的

特定健診は糖尿病等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする方を的確に把握するための健診です。

なぜ健診が大切なの？

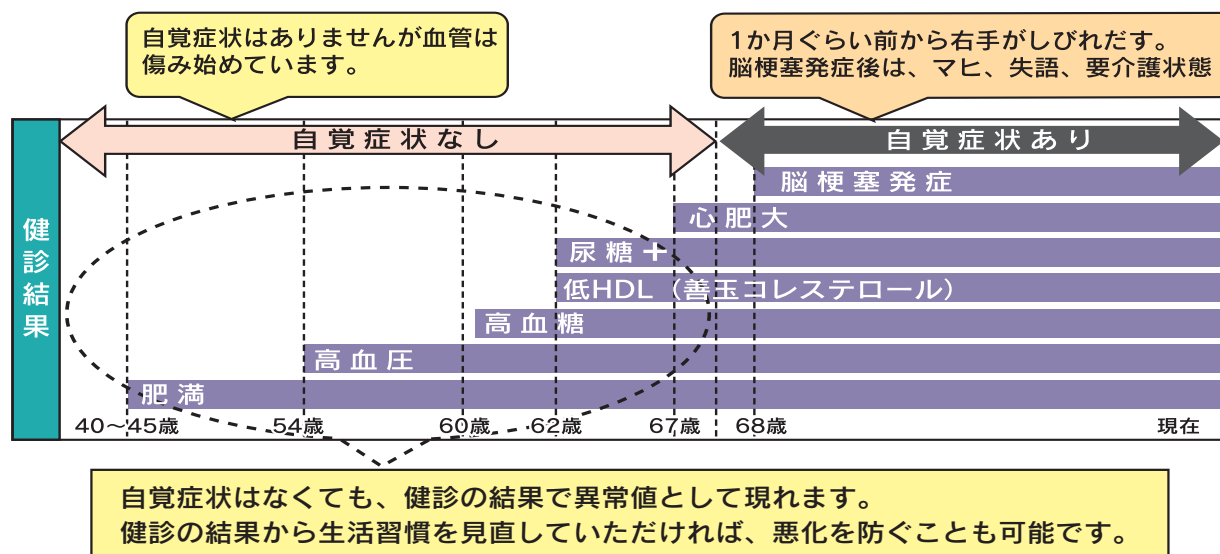
心筋梗塞、狭心症、脳卒中など、全身の血管が傷むことによって起こる病気は、ほとんどの場合「血管を傷める原因」を持ったまま長年過ごすことで徐々に進行して発症します。

しかし、発症するまで自覚症状はほとんどありません。

健診を受けていただくと、皆さんが「血管を傷める原因」をお持ちかどうかわかります。

ご自分の体の状態を知るために…**まずは健診を受けましょう。**

ある方の自覚症状と病気発症の経過



小郡市特定健康診査の受け方

40 ～ 64 歳の方：4 月に郵送する申込書または電話（健康課 健康推進係 ☎ 72-6682、80-2524）にて予約をお願いいたします。会場は総合保健福祉センター「あすてらす」です。

65 ～ 74 歳の方：6 月下旬に郵送する受診票を持参のうえ、7 月に指定医療機関で受診してください。予約は不要です。

小郡市特定健康診査 検査項目

① 問診、② 診察、③ 身体・腹囲測定、④ 血圧測定、⑤ 尿検査、⑥ 血液検査（脂質・血糖・肝機能・腎機能検査 * 貧血検査） * 心電図検査 * 眼底検査など

注：* は選択検査項目（医師が必要と判断し実施する項目）です。

メタボリックシンドローム該当者・予備群と判断されたら、特定保健指導を受けましょう！

小郡市特定健康診査を受診された方に対し、健診結果をお返しいたします。

また、健診結果から保健指導の必要がある方には、「特定保健指導」の案内をいたします。

特定保健指導を積極的に活用して、生活習慣の改善にお役立てください。

■問い合わせ先 国保年金課 国保係 ☎ 72-2111 内線 424
（特定健康診査の詳細については 健康課 健康推進係 ☎ 72-6666）

国民健康保険税における非自発的失業者の軽減制度について

平成 22 年 4 月より、リストラ、倒産などの非自発的な失業のため、職場の健康保険を脱退し、小郡市国民健康保険に加入する人または加入された人に対し、平成 22 年 4 月以降の国民健康保険税の軽減措置を行っています。措置を受けるためには申請が必要です。

対象となる人 (次の①から③全ての条件を満たす人が対象です)

①平成 21 年 3 月 31 日以降に失業した人

②失業時点で **65 歳未満** の人

③雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者で下記コードの該当者

【③の確認方法】「雇用保険受給資格者証」(本人所持)による確認とし、「離職年月日 理由」欄の「理由コード(2桁の数字)」が下記のコードの方が対象となります。

離職者区分	対象となる理由コード
特定受給資格者(解雇・倒産等の事業主都合により離職した人)	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者(雇用期間満了等により離職した人)	23、33、34

軽減内容

国民健康保険税の所得割を算定する際、失業した日の翌日からその翌年度末までの間、非自発的失業者の国保加入期間に伴う前年給与所得を $30 / 100$ として算定します。

軽減期間

軽減措置の適用期間は次のとおりです。(※平成 22 年度分の国民健康保険税からになります)

失業した日	国保税軽減対象期間(月割計算)
平成 21 年 3 月 31 日～平成 22 年 3 月 30 日	平成 22 年度
平成 22 年 3 月 31 日～平成 23 年 3 月 30 日	平成 22・23 年度
平成 23 年 3 月 31 日～平成 24 年 3 月 31 日	平成 23・24 年度

注：軽減期間中に職場の健康保険に加入し国保の資格を喪失した場合において、その後再度国保に加入する際、雇用保険の受給が新たに生じていなければ、残っている軽減対象期間中は軽減措置を改めて適用します。

なお、平成 21 年度分以前の国民健康保険税は軽減の対象にはなりません。

申請に必要な物

①雇用保険受給資格者証、②印鑑(認印)、③国民健康保険証(既に国保に加入されている世帯)

※国民健康保険税への適用は、申請された翌月に送付される納税通知書

(税額変更通知書)に反映されます。

■申請場所および問い合わせ先

国保年金課 国保係 ☎ 72-2111 内線 424、425



東北地方太平洋沖地震の義援金へのご協力ありがとうございます

多くの皆様の温かいお気持ちをお寄せいただき、4 月 11 日現在で小郡市には 11,769,338 円、小郡市社会福祉協議会には 1,461,931 円の義援金が集まりました。お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社および中央共同募金会を通じて、被災地の皆様へお届けいたします。

○寄附を寄せられた企業・団体様(敬称略・順不同、4 月 11 日現在)

高松凌雲顕彰会 / 社会福祉法人ラポール風の丘 / (株)田中三次郎商店 / 力武老人クラブ / 井手運送(有) / 希みが丘区太極拳同好会 / 中央 1 区 25 組 / 東町ゴルフクラブ / 津古老人会 / 三国校区新島老人クラブ寿会 / 筑後川浄水管理(株)今隈区 / 福岡県立三井高等学校ボランティア部(Sクラブ) / アンビネット小郡市地域連携協議会 / 志義ゼミナール朴商店 / 福童商工会 / 三国校区老人クラブ / タック(株) / 土曜会 / 福岡県小郡警察署 / サンホーム小郡職員一同横隈区 / 吹上区 / 小郡ライオンズクラブ / 中央 1 区 26 組 / 下鶴区 / 大板井 2 区 14 組 / 干潟区 / 三国が丘 2 区 / 大崎区横隈老人クラブ / 新生不燃ボード(株) / みくに野団地ふれあいネットサロンむつみ会 / 古飯老人クラブ
小郡市古賀区老人クラブ青陽会 / 小郡ロードレース大会実行委員会 / 花あそび / 寺福童区 / 社団法人みい青年会議所丸東産業(株) / 小郡七タコーラス / マルシェ / 津古区 / 三沢老人クラブ / 小坂井 1 区 / 力武区 / 三沢区
みくに野団地老人クラブわかば会 / 三沢区北原班 / 小郡市文化事業協会 / アンビネット小郡古賀区こども囲碁教室三井植木組合 / 赤川区民一同 / 三沢台団地自治会 / 西島区 / 小郡歩こう会・小郡カラオケ同好会
朝倉・三井・小郡ミニバスケットボール連盟 / みくに野団地区有志一同 / 大板井 2 区歩こう会
東町区ふれあいネットワーク推進委員会 / 東町区健康講座参加者一同 / 井上区 / 南部牛乳販売店 / 平方区 / 下岩田区東町区・東町区老人クラブ・東町区ふれあいネットワーク有志一同 / 小郡市ミセスソフトボール協会 / 新島区小郡校区中町区 / 大保グラウンドゴルフ愛好会 / 保護司会小郡分区 / じょいわーく利用者一同 / ニタ区日の出隣組

○問い合わせ先 総務課総務係 ☎ 72-2111 内線 242